

本庁舎建設に関する議論経過報告書

令和元年9月27日の本会議において、「本庁舎建設に関する特別委員会」が設置された。これは「多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例（以下、議案）」が議会に提案される前の段階で議論を深めることを企図していた。以来、現在に至るまでに紆余曲折を経たものの、本庁舎建設に関する各種論点が整理されたことから、ここに経過報告書を作成し、特別委員会における議論を総括したいと考える。

1. 特別委員会設置から議案提出までの流れ

これまで、執行部から議会に対しては複数回にわたり議案提出に向けての説明が行われてきた。その中で、14カ所の候補地から駅北庁舎隣接地（駅北17街区）と現本庁舎敷地（日ノ出町）の2カ所に候補地が絞られ、最終的には執行部の採点結果（駅北17街区：93.5点、日ノ出町：68点）に基づき、駅北庁舎隣接地への移転を進めるとの方向性が議会に示されたわけである（令和元年12月25日）。

この間、特別委員会からは「移転した場合の跡地利用について」、「庁舎が移転されることによるまちづくりの方向性」、「十分な市民説明の必要性」などといった点について意見が出た。これに対して、執行部からも各種説明や資料の提示があり、令和2年3月定例会において議案の提出を見るに至った。

<この間の委員会の動き>

R1.9月定例会（本会議 9/27（特別委員会の設置発議～閉会中の継続審査及び調査の申し出））
発議第6号 本庁舎建設に関する特別委員会の設置について

→特別委員会を設置

R1.9.27 本庁舎建設に関する特別委員会（本会議休憩中）

- ・正副委員長互選（若林正人委員長、渡部昇副委員長）
- ・継続審査の申し出について

R1.9.27 本庁舎建設に関する特別委員会（本会議終了後）

- ・本庁舎建設に関する特別委員会への報告について（執行部より）
（執行部の進捗状況の説明、事業者からのアイデアベースの提案募集）

R1.10.18 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・過去6回の意見交換会（H29.10.24、H30.1.19、H30.3.27、H30.9.26、R1.5.28、R1.8.21）で示された本庁舎建設についての経緯

R1.11.1 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・本庁舎建替えに係る提案募集の結果について（2者からの提案内容について）

R1.12.9 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・新本庁舎建設に係る議案のスケジュールについて(採点表の案提示)

R1.12.20 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・新本庁舎建設地に係る評価項目について

R1.12.25 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・本庁舎建替えに向けた建設予定地の選定について(駅北庁舎隣接地、現本庁舎敷地の採点結果)

R2.1.21 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・本庁舎建替えに関する市民向け説明会の開催について

R2.2.4 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・市民向け説明会の結果報告等について(1/23、24 の説明会の報告、パブリック・コメントの報告、各界・各層に対する意見聴取の報告)

2. 議案提出後の議論と審議未了廃案

令和2年3月定例会に提出された議案は、「市民の声が拾えきれていないこと」、「跡地利用を含めた新庁舎の構想が示されていないこと」などから、継続審査とすることに決した。その後、6月定例会において再度の継続審査を経て、9月定例会において審議未了廃案に至った。

この間、執行部からは「多治見市役所新本庁舎南棟建設基本構想(以下、基本構想)」や「現本庁舎の敷地利活用」等が示され、議会からの説明要望に一定程度答えるよう努力が見られた。しかしながら、議会側が求める、まちづくり全体に与える影響を含めた庁舎移転に向けた構想が伝わらなかったことと共に、コロナ禍で地区懇談会をはじめとする広聴活動が十分にできなかったこともあり、議会における十分な審議に至らなかった結果であると言える。

一方で、議会側においても広聴をはじめとする調査活動が実施されたほか、有志会派による独自の広聴活動が実施された。議会による広聴活動は、市民と議会との対話集会の形式で開催され、全8会場、延べ153人の参加をいただくとともに、対話集会の各会場と市役所・公民館に設置した意見箱には計360件の意見が寄せられた(別紙1)。また、有志会派による広聴活動として、Webアンケートも実施された(別紙2)。

議案の廃案に際しては、若林委員長(当時)より本会議場において報告があり、再度の執行部からの議案提出を待つとともに、特別委員会での議論を深めていくこととなった。

<この間の委員会の動き>

R2.3月定例会(本会議 2/21(提案説明)、2/28(質疑~委員会付託)、3/23(委員長報告~討論~表決)

議第4号 多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて

議第23号 令和2年度多治見市一般会計予算(所管部分)

「市民の声が拾えきれしていないこと」、「跡地利用を含めた新庁舎の構想が示されていないこと」から、閉会中の継続審査とする(議第4号)

R2.3.10 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・議第4号 多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて
→閉会中の継続審査の動議を全員一致で可決
 - ・議第23号 令和2年度多治見市一般会計予算(所管部分)
→原案可決
-

R2.4.20 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・多治見市役所新本庁舎南棟建設基本構想及び現本庁舎の敷地利活用について

R2.5.18 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・多治見市役所新本庁舎南棟建設基本構想及び現本庁舎の敷地利活用について(質疑)
 - ・特別委員会としての今後の取組みについて
-

R2.6月定例会(本会議6/29(委員長報告~討論~表決))

「執行部において、新本庁舎建設基本構想のパブリック・コメント期限が7月1日であり、終了していないこと」、「議会において、市民との対話する場を現段階では実施できていないこと」から、再度、閉会中の継続審査とする

R2.6.15 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・議第4号 多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて
→閉会中の継続審査の動議を全員一致で可決
-

R2.7.6 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・本庁舎建設に関する広聴活動について

R2.7.9 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・本庁舎建設に関する広聴活動について

R2.7.14 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・市民と議会との対話集会の開催について

R2.7.20 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・多治見市役所新本庁舎南棟建設基本構想のパブリック・コメントについて
- ・多治見市役所新本庁舎検討市民委員会の設置について
- ・意見箱の設置について(各公民館(9カ所)へ設置、~8/31 回収)
- ・市民と議会との対話集会の開催について

(R2.8.5、6、8、10の4日間 市民と議会との対話集会)

R2.8.19 本庁舎建設に関する特別委員会ミーティング

・市民と議会との対話集会での主な意見等について

R2.9月定例会(本会議 9/29(特別委員会委員長から報告))

審議未了廃案(地方自治法第119条)

R2.9.14 本庁舎建設に関する特別委員会

・議第4号 多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて、「公共施設等適正管理推進事業債 市町村役場機能緊急保全事業」について執行部より説明
→採決に至らず閉会

3. 廃案後の議論と新体制への移行

令和2年9月定例会において、議案が廃案に至ったのち、若林正人委員長から石田浩司新委員長への交代があり、令和3年5月臨時会において石田委員長の議長就任に伴い、委員長が吉田企貴市議に交代となった。

石田委員長への交代に先立ち有志議員から要望書(別紙3)が提出され、以下の3項目が提案された。

- ①必要な論点について議論する場を早急に設けること
- ②小委員会方式を含む特別委員会の在り方を検討すること
- ③大まかなロードマップを示した上で議論を進めること

上記の要望に基づき、石田委員長のもと「本庁舎建設に関する特別委員会の進め方」について、各会派への書面による意見聴取が行われた結果、小委員会方式ではなく、非公式な事前ミーティングの形式(別紙4)で意見集約を図ることとなった。3回の事前ミーティングの開催の後、令和3年5月臨時会において石田委員長の議長就任に伴い、吉田委員長へと引き継がれることとなった。

<この間の委員会の動き>

(R2.11.18 有志議員から議長及び本庁舎建設に関する特別委員長へ要望書の提出)

- ・①必要な論点について議論する場を早急に設けること②小委員会方式を含む特別委員会のあり方を検討すること③大まかなロードマップを示した上で議論を進めること
- ・論点整理(①都市計画のランドデザインについて②本庁舎の在り方について③市民から提起された問題点、課題の解決への道筋について)

(R2.11.19 本庁舎設備見学)

R2.12月定例会(本会議 11/19(提案説明)、11/26(質疑~委員会付託)、12/21(委員長報

告～討論～表決))

議第141号 令和2年度多治見市一般会計補正予算(第6号)(所管部分)

R2.12.7 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・委員長の辞任・互選について(若林正人委員長→石田浩司委員長)
 - ・副委員長の辞任・互選について(渡部昇副委員長→井上あけみ副委員長)
 - ・議第141号 令和2年度多治見市一般会計補正予算(第6号)(市民委員会の設置)
→原案可決
-

(R2.12.15 本庁舎建設に関する特別委員会の進め方(案)について、各会派へ意見聴取(書面)
～R3.1.5)

- ・主な意見:小委員会の設置、3常任委員会の枠組みを基本に各テーマで議論し、全体会議で報告・情報共有を図る、テーマは①本庁舎の建て替えの必要性に関する事②新庁舎構想及び計画の策定に関する事③新庁舎の運用方法に関する事、スケジュールは令和3年9月定例会最終決定等

R3.1.12 本庁舎建設に関する特別委員会協議会

- ・特別委員会の進め方について(事前ミーティングの設置及び検討内容について、スケジュールについて)

R3.1.27 本庁舎建設に関する特別委員会協議会

- ・事前ミーティングの設置及び検討内容について

R3.2.10 第1回事前ミーティング

- ・今後のスケジュールと検討課題の整理について
- ・次回(R3.3.12)の特別委員会に向けての論点整理について

R3.2.19 第2回事前ミーティング

- ・まちづくりと本庁舎の姿について(一体型と分散型のメリット・デメリットについて、ネットワーク型コンパクトシティと庁舎について(まちづくりにおける庁舎の位置づけ))
-

R3.3月定例会(本会議2/24(提案説明)、3/2(質疑～委員会付託)、3/23(委員長報告～討論～表決))

議第20号 令和3年度多治見市一般会計予算(所管部分)

R2.3.12 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・議第20号 令和3年度多治見市一般会計予算(市民委員会の開催)
→原案可決

R3.3.12 本庁舎建設に関する特別委員会協議会

- ・まちづくりと本庁舎の姿について(一体型と分散型のメリット・デメリットについて、本庁舎を建設する際のイメージについて)
-

R3.4.8 第3回事前ミーティング

- ・本庁舎のあり方について(ITへの対応と庁舎について、庁舎の建設コスト、ランニングコストについて)

4. 小委員会設置後の議論

令和3年5月臨時会において吉田企貴委員長に移行し、非公式な事前ミーティングを会議規則に基づく小委員会に改めることで、議論の効率化を図ることとなった。小委員会の構成は議会運営委員会に準ずる形とし、正副委員長は特別委員会の正副委員長が兼任することとなった。

その後、今後の採決に向けて、特別委員会で議論すべき点について、全体委員会において洗い出しを行い、7月8日の小委員会において議論すべき項目を「合意形成の必要なもの」、「論点整理が必要なもの」、「調査の必要なもの」に分類して議論を進めていくことを決し、7月19日の協議会において了承を得た(別紙5)。以降は、協議会で決定した「おおよそのスケジュール」(別紙6)に基づき議論が展開されていくことになる。

<この間の委員会の動き>

R3.5.13 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・委員長の辞任・互選について(石田浩司委員長→吉田企貴委員長)
- ・副委員長の辞任・互選について(井上あけみ副委員長→玉置真一副委員長)

R3.5.25 本庁舎建設に関する特別委員会協議会

- ・本庁舎建設に関する特別委員会の進め方について(事前ミーティングを小委員会に変更する、委員の選出は議運の選出方法に準ずる)
-

R3.6 月定例会(本会議 5/28(提案説明)、6/4(質疑~委員会付託)、6/17・18(一般質問)、6/28(委員長報告~表決))

議第60号 令和3年度多治見市一般会計補正予算(第4号)(所管部分)

R3.6.14 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・議第60号 令和3年度多治見市一般会計補正予算(第4号)(市民委員会の回数増)
→原案可決
- ・本庁舎建設に関する特別委員会小委員会の設置について
- ・本庁舎建設に関する特別委員会小委員会委員の選任について

R3.6.14 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・委員長の互選について(吉田委員長)
- ・副委員長の互選について(玉置副委員長)

・次回の本庁舎建設に関する特別委員会協議会の日程及び協議内容について

R3.6.28 本庁舎建設に関する特別委員会協議会

・本庁舎建設に関する特別委員会で議論する内容について(今後の採決に向けて特別委員会で何を議論していくかについて、自由に意見出し)

R3.7.8 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

・協議の進め方の整理について(6/28に出された意見について、「合意形成の必要なもの」「論点整理が必要なもの」「調査の必要なもの」に分類)

R3.7.19 本庁舎建設に関する特別委員会協議会

・協議の進め方の整理について(7/8の小委員会決定案を採決)

R3.7.19 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

・協議の進め方について(全体の進め方(おおよそのスケジュール)、「合意形成の必要なもの」に関する進め方、論点の整理並びに調査の方法の3点について委員長案提出)
・次回の本庁舎建設に関する特別委員会小委員会の日程について

4.1. 議論の前提条件に対する合意形成

議論を進めていく上で、議会全体で前提条件として合意形成を図っておく必要のあるものとして以下の4点について議論し、全会一致で合意形成を得るに至った。以降は、下記4項目を前提として議論が展開されることとなった。

項目	方向性
①建て替えの必要性について	必要
②視察を含めた事例調査(建設費用を含む)	実施する
③行政による十分な広聴活動について	必要
④場所選定後の議会の関わり方について	選定後も関わる

なお、この4項目は議論の前提条件であって、表決に臨むにあたっては各議員の判断に任せるという点についても確認がなされた。また、ここまでの経緯について令和3年9月28日に市長に対して申し入れ(別紙7)を行うとともに、9月定例会の招集日において委員長から本会議における報告を行った。

<この間の委員会の動き>

R3.7.26 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

・全体の進め方(おおよそのスケジュール)(12月を目途に総括)
・「合意形成の必要なもの」に関する進め方(各項目の方向性を決定する)

R3.8.3 本庁舎建設に関する特別委員会協議会

- ・全体の進め方(おおよそのスケジュール)
- ・「合意形成の必要なもの」に関する進め方

R3.8.3 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・「合意形成の必要なもの」の方向性決定に向けた論点整理について(①建て替えの必要性について、②視察を含めた事例調査(建設費用を含む)、③行政による十分な広聴活動、④場所選定後の議会の関わり方 の方向性について)
- ・方向性決定までのスケジュールについて(合意形成の必要なものの方向性決定までのスケジュール)

R3.8.10 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・「合意形成の必要なもの」の方向性の決定について(①建て替えの必要性について、②視察を含めた事例調査(建設費用を含む)、③行政による十分な広聴活動、④場所選定後の議会の関わり方 の方向性について小委員会決定)
- ・特別委員会中間報告について(9月定例会初日に中間報告を行うことについて)

R3.8.18 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・「合意形成の必要なもの」の方向性について(①建て替えの必要性について、②視察を含めた事例調査(建設費用を含む)、③行政による十分な広聴活動、④場所選定後の議会の関わり方 の方向性について採決)
- ・特別委員会中間報告について(9月定例会初日に中間報告を行うこと、内容は正副委員長一任を採決)

R3.8.18 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・市長への申し入れについて(申し入れ文案の委員長案を提示、申し入れを行うこと、時期は中間報告後とすること、文案は引き続き検討することを小委員会決定)

(R3.8.23 9月定例会招集日 本会議場で本庁舎建設に関する特別委員長より中間報告)

R3.9.10 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・市長への申し入れについて(申し入れ文案について、申し入れは公開とすること、議長との連名とすることを小委員会決定)
- ・今後の議論の進め方について(「論点の整理が必要なもの」「調査の必要なもの」の各項目を、議論がしやすいように「求められる庁舎像について」「庁舎とまちづくりについて」「庁舎建設における懸念事項について」に再分類することを小委員会決定、新たに分類した項目について自由に意見交換)

R3.9.14 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・市長への申し入れについて(文案を決定、議長との連名とすることについては議会運営委員会で諮ることを決定)
- ・今後の議論の進め方について(小委員会案を採決)

(R3.9.21 議会運営委員会 市長への申し入れを議長と特別委員長との連名とすることについて決定)

R3.9.22 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・今後の議論の進め方について(小委員会でワークショップ形式で議論を進めていくことを決定)

(R3.9.28 本庁舎建設に関する議論についての市長への申し入れ
正副議長、正副本庁舎建設に関する特別委員長)

(R3.9.29 全員協議会 市長への申し入れを行ったことを議長から口頭報告)

4.2. 論点整理と議論の進捗

前提条件に関する合意形成が図られたのち、本庁舎建設に関する各種論点の本格的な議論が開始された。議論にあたっては、先ずワークショップ形式による論点整理を行い、以下の5つの観点から協議すべき点を洗い出した(別紙8)。

- (1) 災害対応能力について、建設地の安全性について
- (2) 必要業務量に対する庁舎の在り方について
- (3) 庁舎の与える経済効果について
- (4) コンパクトシティとの関わりについて
- (5) 交通渋滞について、駐車場について

その結果、小委員会において「論点整理表」の策定を行い、各論点が表決にあたって論点として考慮すべきか否かを「論点の適否」とし、さらに深掘りして議論すべき点については「議論の要否」として整理・分類を行い、全会一致により決定した(別紙9)。

そして、「論点整理表」の策定を受けて、小委員会では令和3年12月9日以降、論点整理表に基づく論点整理を進めていくこととなる。論点整理については、小委員会において整理案を策定したのち、令和4年2月10日の特別委員会において決定した(別紙10)。

<この間の委員会の動き>

R3.10.1 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・各項目の論点整理について(ワークショップ)
 - 小テーマ(1) 災害対応能力について、建設地の安全性について
 - 小テーマ(2) 必要業務量に対する庁舎の在り方について
 - 小テーマ(5) 交通渋滞について、駐車場について

R3.10.8 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・各項目の論点整理について(ワークショップ)
 - 小テーマ(3)庁舎の与える経済効果について
 - 小テーマ(4)コンパクトシティとの関わりについて

R3.10.15 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・論点の整理について(災害対応能力・建設地の安全性、必要業務量に対する庁舎のあり方、庁舎の与える経済効果、コンパクトシティとの関わり、交通渋滞・駐車場 ⇒各項目の論点を論点整理表に整理)

R3.10.20 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・本庁舎建設に関する特別委員会小委員会におけるワークショップの結果について
- ・論点整理表について

(R3.10.21 本庁舎建設に関する特別委員長が市長と面談し、地区懇談会における説明内容について協議)

R3.10.27 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・市長への申し入れについて(地区懇談会における説明内容に関し、申し入れを行うことについて協議)

R3.11.10 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・市長への申し入れについて

(R3.11.16 「本庁舎建設に関する広報広聴に際しての申し入れ」を書面にて執行部へ提出)

(R3.11.26 市長から地区懇談会の報告(議長室))

R3.12.3 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・今後の協議スケジュールについて
- ・視察先について
- ・地区懇談会の報告について
- ・論点整理表に基づく論点整理について(1-1-(1)安全な場所かどうか、2-1-(1)職員がもたらす経済効果、2-1-(5)庁舎が立地することのデメリット、2-2-(1)そもそもコンパクトシティとは・2-2-(2)多治見市の進めるコンパクトシティの是非、3-1-(4)そもそも駐車場とは)

R3.12.6 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・今後の協議スケジュールについて
- ・視察先について →岐阜市、各務原市、土岐市
- ・地区懇談会の報告について →執行部から説明
- ・庁舎と消防本部の統合について →奥村委員から調査報告

R3.12.9 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・論点整理表に基づく論点整理について(1-1-(1)安全な場所かどうか、2-2-(1)そもそもコンパクトシティとは、2-2-(2)多治見市の進めるコンパクトシティの是非、3-1-(4)そもそも駐車場とは)

R3.12.15 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・論点整理表に基づく論点整理について(1-1-(1)安全な場所かどうか、2-1-(1)職員がもたらす経済効果、2-1-(5)庁舎が立地することのデメリット、2-2-(1)そもそもコンパクトシティとは、2-2-(2)多治見市の進めるコンパクトシティの是非、3-1-(4)そもそも駐車場とは)

R3.12.20 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・論点整理表に基づく論点整理について →論点のまとめ資料(案)を提示

R4.1.12 本庁舎建設に関する特別委員会視察(土岐市、岐阜市)

本庁舎建設に関する特別委員会小委員会 吉田企貴委員長、玉置真一副委員長、城處裕二委員、佐藤信行委員、寺島芳枝委員、古庄修一委員、林美行委員、議会事務局長、議会事務局担当 ※井上あけみ委員欠席

R4.1.14 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・広聴会について
- ・新庁舎検討市民委員会中間報告について(全員協議会で市民検討委員会委員長から報告を受けることについて)
- ・本庁舎建て替えに係る意見募集の実施について
- ・論点のまとめ資料(案)について
- ・市長との座談会の開催について

(R4.1.20 全員協議会 新庁舎検討市民委員会中間報告(11/24新庁舎検討市民委員会委員長から市長へ提出)について、新庁舎検討市民委員会委員長から報告)

R4.1.20 本庁舎建設に関する特別委員会

- ・新庁舎検討市民委員会中間報告について(質疑)

- ・本庁舎建て替えに係る意見募集の実施について
- ・論点のまとめ資料(案)について(内容について議員間討議)

R4.1.24 本庁舎建設に関する特別委員会小委員会

- ・市長との座談会について(書面により質問状を提出した上で小委員会委員による座談会を実施することを小委員会決定)
- ・広聴会について(現段階では実施しないことを小委員会決定)
- ・視察の総括について
- ・消防本部機能を市役所庁舎に移設することについて(奥村委員からの追加資料の扱いについて)
- ・論点のまとめ資料(案)について(小委員会案を決定)

4.3. 「調査の必要なもの」についての報告

調査の必要なもののうち、消防本部の機能移転については、別添資料(別紙11)の通り奥村委員から調査報告があった。

4.4. 先進事例に対する視察調査

令和4年1月12日に土岐市並びに岐阜市に対する視察調査を実施した(別紙12)。

<視察の目的>

本庁舎の日ノ出町から駅北庁舎隣接地への移転が執行部から提案されたものの審議未了廃案となったことを受け、庁舎建て替えまでの議論と経緯を調査し、本市における本庁舎建設に関する議論へと繋げることを目的に視察を行った。

<主な視察調査内容>

- ・土岐市役所と岐阜市役所の、建て替えから建設に至るまでの時系列については別添のとおり。
- ・両庁舎とも、駐車場の整備が十全にできており、庁舎建設に際しては駐車場の整備は極めて重要であることが再確認できた。
- ・土岐市では文化プラザ、岐阜市ではメディアコスモスのように、庁舎の持つ役割とまちへの関連性というものが結果論としては明瞭に語られていた。
- ・水害に関しては、両庁舎とも多治見市よりもはるかに条件が悪い中で建設されているが、特段問題となっていなかった。

※ただし、本庁舎建設に関する特別委員会小委員会では、災害対応に関しては一層慎重な調査が必要であるという議論があった。

5. おわりに

駅北庁舎隣接地への本庁舎移転の議案は、2度にわたる継続審査を経て、審議未了廃案となった。議案提出に先立って設置された「本庁舎建設に関する特別委員会」では、その後、2度の委員

長交代を経つつも、議論の後戻りをしないことを前提に論点の整理を行い、本庁舎建設に関する主要な論点を明確にすることができたと言える。

以降は、ここまでの特別委員会における議論を踏まえて各議員が市民に対しての説明責任を果たし、執行部からの再度の議案提出を待つ形となる。表決に臨んでは、本報告書における議論の成果を踏まえ、各自が十分な自覚と責任を持って行動できるとともに、本報告書が判断の一助となることを切に願うものである。

資料一覧

番号	資料
別紙1	対話集会報告書
別紙2	新本庁舎建設に関する市民意識調査結果
別紙3	要望書
別紙4	本庁舎建設に関する特別委員会の体系図
別紙5	協議の進め方の整理
別紙6	協議の進め方について
別紙7	本庁舎建設に関する議論についての申し入れ
別紙8	本庁舎建設に関する特別委員会小委員会ワークショップ報告書
別紙9	論点整理表
別紙10	論点のまとめ資料
別紙11	消防本部機能を市役所庁舎に移設することについて(報告)
別紙12	行政視察報告書